

仕 様 書

- 1 業 務 名 令和8年度 佐久市学校給食望月センター自動ドア保守点検業務
- 2 業 務 箇 所 佐久市協和6925 佐久市学校給食望月センター
- 3 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業 務 概 要 望月センターにおける自動ドアの性能維持のために必要な保守点検業務を実施する。
- 5 業 務 内 容 下記の点検を期間中2回実施する。

(1) 業務対象・点検回数

設置場所	品番・形式	備 考	台 数	点検回数
調理室ほか	ナブコ DS-60、右片引ほか	ナブコ(株)製	6台	年2回

設置場所詳細：調理室1箇所、配膳室2箇所、コンテナ室：1箇所、
サラダ室1箇所、洗浄室1箇所

(2) 点検等の内容

- ア 装置の異常の有無
- イ 扉の開閉速度クッションの調整
- ウ 各スイッチの感度調整
- エ 各部のビス、ボルトナット等の締め直し
- オ エンジン・コントローラーを除く摩擦部品の交換及びグリス補充等

(3) その他

不時の故障の際には、速やかに技術員を派遣し、適切な処置を行う。

- 6 報告書 点検終了後は、速やかに報告書を作成し提出すること。

7 その他

- (1) 現場を十分に確認のうえ、業務に必要な経費はすべて見積りに含めること。
- (2) 受託者（以下「乙」という。）は、作業員に作業服等を着用させ、上着には名札を付けさせること。
- (3) 作業員は、事故防止及び建物、機器等の損傷防止に努めなければならない。
また、業務中に建物、機器等を損傷したときは、乙はその賠償の責を負うこと。
- (4) 点検等業務に使用する機械・器具等は、すべて乙の負担とすること。
- (5) 実施日時等は、事前に協議のうえ決定すること。
- (6) 業務実施にあたり、労働安全衛生法関係法令に従い十分な安全管理を行い、各種事故、災害発生防止に万全を期すこと。
- (7) 業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
- (8) 本仕様書に該当しない事項については、その都度協議のうえ実施すること。